

岡山市長 大森雅夫様

岡山市監査委員 重松 浩二郎
同 土居 幸徳
同 藤原 哲之
同 福吉 智徳

財政援助団体監査の結果について

地方自治法第199条第7項の規定に基づく財政援助団体監査の結果に関する報告について、同条第9項の規定により提出します。

記

1 監査の対象及び範囲

一般財団法人岡山市スポーツ協会
(岡山市スポーツ協会補助金)

令和4年度における財政援助に係る出納その他の事務

2 監査の実施場所及び期間

監査委員室

令和5年11月1日から令和5年12月28日まで

3 監査の着眼点及び実施内容

岡山市の対象事業が、交付目的どおりに適正かつ効率的に執行されているかどうか等を主眼とし、抽出した関係書類について、岡山市監査基準に準拠して証憑突合、質問等の手法により監査を実施した。

4 監査の結果

令和4年度における財政援助に係る出納及びその他出納に関連する事務について、関係書類を監査した結果、新型コロナウイルス感染防止の観点により、当初の事業計画から中止や規模縮小を余儀なくされた事業はあったが、実施可能な事業については、計画及び交付条件に従って実施されているものと認められた。

また、事務処理については、改善済みのもの及び今後の処理方法を指導した軽易な事項はあったが、おおむね適正に処理されていた。

なお、改善済みのもの及び今後の処理方法について指導した軽易な事項は、記述を省略した。